

平成24年10月31日

株主各位

大阪市北区梅田三丁目3番20号

椿本興業株式会社

取締役社長 椿本哲也

中間配当についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催いたしました当社取締役会において、第110期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の中間配当について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

敬具

記

当社定款の規定にもとづき、平成24年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | | |
|--------------------------|--------|------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき金 | 3円 |
| 2. 中間配当の効力発生日 (支払開始日) | | 平成24年12月4日 |

以上

中間配当金のお支払いについて

「中間配当金領収証」および「配当金計算書」（振込ご指定の方には「配当金のお振込先について」および「配当金計算書」）は12月3日にお届出ご住所あてにご送付申し上げます。配当金計算書は、確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただけますので、大切に保管ください。